

## 中野市利用者負担額(保育料)等

(別表1) 教育認定を受けた子ども(1号認定)の利用者負担額

	利用者負担額 (月額)
3歳以上児	0円

(別表2) 保育認定を受けた子ども(2号認定・3号認定)の利用者負担額(保育標準時間)

在籍する児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)			
階層	定義		3歳未満児			3歳以上児
			第1子	第2子	第3子以降	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	円
第2	当年度分市町村民税非課税世帯		0	0	0	
第3-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	ひとり親・障がい者等の世帯	5,150	0	0	
第3-2		上記以外の世帯	14,800	7,400	0	
第4-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以上73,000円未満の世帯		21,600 【9,000】	10,800 【0】	0	0
第4-2	"73,000円以上97,000円未満の世帯		27,700 【9,000】	13,850 【0】	0	
第5	"97,000円以上169,000円未満の世帯		42,000	21,000	0	
第6	"169,000円以上301,000円未満の世帯		51,800	25,900	0	
第7	"301,000円以上397,000円未満の世帯		55,100	27,550	0	
第8	"397,000円以上の世帯		58,400	29,200	0	

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合は、

2人目に当たる子どもが半額になり、3人目以降の子どもは無料とする。

◎市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯については、第2子が半額、第3子以降は無料とする。

また、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、

第1子が【 】内の額になり、第2子以降は無料とする。

◎同一世帯に、18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の利用者負担額は無料とする。

◎市町村民税の適用について、4月から8月までの間は、利用者負担額表の「当年度分」を「前年度分」と読み替える。

(別表3) 保育認定を受けた子ども(2号認定・3号認定)の利用者負担額(保育短時間)

在籍する児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)			
階層	定義		3歳未満児			3歳以上児
			第1子	第2子	第3子以降	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	0
第2	当年度分市町村民税非課税世帯		0	0	0	
第3-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	ひとり親・障がい者等の世帯	4,150	0	0	
第3-2		上記以外の世帯	12,800	6,400	0	
第4-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以上73,000円未満の世帯		19,100 【9,000】	9,550 【0】	0	
第4-2	"73,000円以上97,000円未満の世帯		25,200 【9,000】	12,600 【0】	0	
第5	"97,000円以上169,000円未満の世帯		39,500	19,750	0	
第6	"169,000円以上301,000円未満の世帯		49,300	24,650	0	
第7	"301,000円以上397,000円未満の世帯		52,600	26,300	0	
第8	"397,000円以上の世帯		55,900	27,950	0	

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合は、

2人目に当たる子どもが半額になり、3人目以降の子どもは無料とする。

◎市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯については、第2子が半額、第3子以降は無料とする。

また、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、第1子が【 】内の額になり、第2子以降は無料とする。

◎同一世帯に、18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の利用者負担額は、無料とする。

◎市町村民税の適用について、4月から8月までの間は、利用者負担額表の「当年度分」を「前年度分」と読み替える。

(別表4) 入所利用料(私的契約児) (月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
55,900円	33,200円	27,100円

(別表5) 延長保育利用者負担額 (月額)

区 分		金 額		
		午 前	午後1種	午後2種
世帯区分		月曜日～土曜日 午前7時30分から 午前8時30分まで	月曜日～土曜日 午後4時30分から 午後5時30分まで	月曜日～土曜日 午後4時30分から 午後6時30分まで
生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円
当年度分市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい者等の世帯	0円	0円	0円
	上記以外の世帯	700円	700円	1,400円
当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯		700円	700円	1,400円
当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以上の世帯		900円	900円	1,800円

(備考)

- 午前及び午後1種または午後2種の併用料金は設定しない。(この場合、保育標準時間認定となるため)
- 土曜日の午後1種及び午後2種の延長保育は、土曜日の開所時間が午後6時30分までの保育所に適用する。
- 税額については、配当控除、住宅取得特別控除などの税額控除は控除前の額を適用する。
- ひとり親、障がい者等の世帯は、次のとおりとする。
  - ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯
  - 在宅障がい者(児)のいる世帯 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯
- 市町村民税の適用について、4月から8月までの間は、利用者負担額表の「当年度分」を「前年度分」と読み替えるものとする。

(別表6) 一時的保育利用料(1日当たり)

区 分	通常保育		延長保育
	8時間以内	4時間以内	
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

※給食費については、実費(1食100円)

(別表7) 休日保育利用料(1日当たり)

区 分	通常保育		延長保育
	8時間以内	4時間以内	
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

※昼食、おやつは持参

(別表8) 病児・病後児保育(1日あたり)

区 分	4時間以内	4時間を超え 8時間以内	8時間を超え 10時間以内
保育所等に在園する 児童	無料	無料	無料
市内に住所を有する 小学校1年生から 3年生までの児童	600円	1,200円	1,400円

(別表9) 公立保育所副食費(月額)

在籍する児童の属する 世帯の区分	3歳以上児		
	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	0円	0円	0円
年収360万円相当以上	4,500円	4,500円	0円

◎年収360万円未満相当の第3子以降無料となる世帯は、年齢、同居にかかわらず被監護者の数が3人以上の世帯とする。

◎年収360万円以上相当の第3子以降無料となる世帯は、同一世帯に、18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯とする。